

付録 4-1. 九州大学グリーンアジア国際リーダー教育センター規則

九州大学グリーンアジア国際リーダー教育センター規則

平成 24 年度九大規則第 31 号

施行：平成 24 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、グリーンアジア国際リーダー教育センター（以下、「センター」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、産学官との連携の下、九州大学（以下「本学」という。）の学位プログラムである「グリーンアジア国際戦略プログラム」（以下「プログラム」という。）の円滑な実施を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) プログラムの実施及び推進の統括に関すること。
- (2) プログラムの展開方策の策定に関すること。
- (3) プログラムによる教育・研究成果の国際社会及び地域社会への普及に関すること。

(センター長)

第 4 条 学則第 26 条の規定により、センターに、センター長を置く。

2 センター長は、九州大学の教授のうちから、第 6 条に規定するセンター運営委員会（以下次条において同じ。）の推薦により、総長が任命する。

3 センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長は、再任されることができる。

(副センター長)

第 5 条 学則第 26 条の規定により、センターに、副センター長を置く。

2 副センター長は、本学の教授及び准教授のうちから、センター運営委員会の推薦により、総長が任命する。

3 副センター長の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副センター長は、再任されることができる。

(センター運営委員会)

第 6 条 学則第 39 条の規定により、センターに、センターの重要事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

第 7 条 センター運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) センターの専任の教授及び准教授
- (3) 総合理工学府の教授及び准教授のうちから選ばれた者 3 人
- (4) 工学府の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1 人
- (5) 人文科学府、法学府、経済学府及び芸術工学府の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1 人
- (6) 筑紫地区事務部長
- (7) その他センター運営委員会が必要と認めた者

2 前項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

第 8 条 センター運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、センター運営委員会を主宰する。

付録 4-2. 九州大学グリーンアジア国際リーダー教育センター規則（続き）

第9条 センター運営委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 センター運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 センター運営委員会が必要と認めたときは、センター運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第10条 センターに関する事務は、当分の間、工学部等事務部の協力を得て、筑紫地区事務部において処理する。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項はセンター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命される第4条第1項のセンター長及び第5条第1項の副センター長は、第4条第2項及び第5条第2項の規定にかかわらず、総長が指名する者をもって充てるものとし、その任期は、第4条第3項本文及び第5条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

3 この規則施行後最初に任命される第7条第1項第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。